

R6. 11. 29 議会運営委員会

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

今城委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(清水総務部長、説明) ・開会日に提出議案の追加がある予定

今城委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

今城委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
12月定例会の日程については、10月11日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、12月6日金曜日開会、12月20日金曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

今城委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党2名、一燈立志の会1名、県民の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 12月11日水曜日 自由民主党、日本共産党、一燈立志の会
第2日目 12月12日木曜日 県民の会、自由民主党、日本共産党
第3日目 12月13日金曜日 自由民主党、自由民主党
の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

今城委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人

については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

今城委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

今城委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、12月10日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

今城委員長 次に、請願書の受理期限についてである。

申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、12月11日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

今城委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。

今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

(6) 令和5年度決算議案

今城委員長 次に、令和5年度決算議案についてである。

4ページの資料4、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。

これらの決算議案の議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

R6. 11. 29 議会運営委員会

- 今城委員長
それでは、さよう決する。
次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)
- 今城委員長
それでは、さよう決する。
次に、討論についてはいかがでしょうか。
- 岡田(芳)委員
日本共産党は、報第1号及び報第9号に対して反対討論を行う。
- 久保委員
自由民主党も、報第1号及び報第9号に対して賛成討論を行う。
- 今城委員長
討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)
- 今城委員長
それでは、さよう決する。
なお、採決は、資料4の一覧表の記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)
- 今城委員長
なお、9月定例会開会日に提出され、決算特別委員会に付託された決算議案と併せて提出された令和5年度主要な施策の成果の概要について、5ページのとおり知事から議長あてに訂正願いの提出があったので、決算特別委員会に送付するとともに、その写しを全議員にお配りしてある。
この件について、総務部長から発言を求められている。
総務部長、どうぞ。
- 清水総務部長
令和5年度主要な施策の成果の概要の訂正について、御報告させていただく。
9月議会開会日に提出した令和5年度主要な施策の成果の概要に記載誤りがあり10月30日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいた。議会への提出文書の作成については、これまでも議会からの御指摘を踏まえ、チェック体制を強化してきたところであるが、今後は複数の目での確認や根拠資料の確認をこれまで以上に徹底し再発防止を図る。大変申し訳ございませんでした。
- 今城委員長
何か質問はないか。

(な し)
- 今城委員長
この件については、決算特別委員長報告の中で改善を求める旨の要請がなされるとお聞きしているのので、申し添える。
なお、議会運営委員長として、今後、議会に議案や資料等の書類を提出する場合は、十分な精査を行うよう、執行部に要請をしておく。

2. 自治功労者表彰状の伝達について

今城委員長

次に、自治功労者表彰状の伝達についてである。
このたび、三石文隆議員、武石利彦議員の2名が在職25年以上の自治功労者として全国都道府県議会議長会から表彰を受けられた。
本日出席の委員の中にも該当者がおられるが、誠におめでとうございます。
この表彰状の伝達式を慣例により、開会日の議事日程終了後に行うこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

また、受賞者を代表してのお礼の挨拶は、在職年数の長い中で、年長者の方をお願いしているので、年長者である三石文隆議員にお願いすることで、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

それでは、ここで、開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。

(事務局、資料配付)

今城委員長

それでは、事務局に説明をさせる。

(飯田議事課長、説明)

今城委員長

この順序で、議事運営等が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 高知県社会福祉審議会委員の推薦について

今城委員長

次に、7ページの資料5、高知県社会福祉審議会委員の推薦についてである。
社会福祉審議会委員については、現在、西森雅和危機管理文化厚生委員長のほか、土居央議員が就任しているが、令和7年1月11日でその任期が終了するので、今回新たに委員の推薦依頼があった。
危機管理文化厚生委員長は充て職であるので、西森雅和議員には引き続き就任いただくことになるが、あと1名について議運で御協議いただく必要がある。
この件については会派に持ち帰り、次回の議運で協議するというので、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

4. 議会個人情報保護条例の改正について

今城委員長

次に、8ページの資料6、「高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」の改正についてである。

このことについて、事務局に説明させる。

福島総務課長

8ページの資料6をお開き願う。高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明する。

この改正議案については、刑法等の一部を改正する法律の施行などにより改正するものであり、知事からも同様の改正議案が出される予定である。内容については、刑法における刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条文中の懲役を拘禁刑に改めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、引用条文の条項のずれや文言の一部を修正しようとするものである。

説明は以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、この件については、9ページの案により「高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を改正するというところで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、議案については議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、議案の細部の文言調整が必要となった場合は、正副委員長に一任願う。

(了承)

今城委員長

また、本会議における議事手続については、閉会日の議運で御協議願うこととする。

5. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

今城委員長

次に、その他についてである。

まず、19ページの資料7、高校生フォトコンテストについてである。

このことについて、事務局に説明をさせる。

飯田議事課長

高校生フォトコンテストの審査の実施について御説明させていただく。19ページの資料7を御覧願う。

今回、第9回となるフォトコンテストについては、先日応募を締め切ったところ

である。審査を今後行っていき、入賞作品を決定していくこととしているので、そのスケジュールについて御説明させていただく。

表の一番上、11月21日に応募を締め切り、11校32名の方から、44点の応募をいただいた。参考までに次のページに、過去からの応募状況を記載している。本年度の応募学校数と人数は昨年並みであったが、1人での複数作品の応募が減少しており、作品点数は、残念ながら少ない状況となっている。これまで同様、応募いただくよう学校の関係者に働きかけ、SNSなどでの広報も行ってきたところだが、残念な結果となっている。しかしながら、応募作品は魅力ある作品がそろっている。

今後の審査については、12月上旬に第1次審査として写真家の津野廣幸氏及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏にそれぞれ15点選んでいただくこととしている。なお、それぞれの審査員が作品を選出するので、重複することが考えられる。このため1次審査を通過した入賞候補作品数は、約20点と記載させていただいている。この1次審査を通過した作品の中から、議長賞1点、副議長賞1点、佳作3点程度の入賞作品を選出するための第2次審査を行う。この審査方法については、これまで同様、全ての議員の皆様の投票によることとしている。

まず、12月6日の開会日に、1次審査を通過した入賞候補作品を展示するとともに、電子での投票ができるように、電子メールで投票フォームを送信させていただく。あわせて、控室に投票用紙を配付させていただく。投票は、紙または電子いずれかをお願いする。電子の場合はフォームに沿って記入、送信していただければ投票が完了となる。なお、投票の重複を避けるため、記名式とさせていただく。

投票は、テーマである「私の見つけた高知の魅力」にふさわしいと思われる作品を5点以内で選んでいただく。定例会中のお忙しいときであるので、投票は任意とし、投票締切りを12月16日、常任委員会初日の午後5時とさせていただく。なお、委員会が長引いた場合は、委員会終了時刻の1時間後まで延長させていただく。

その後、17日以降に事務局において投票数を確認し、議長、副議長に御報告し、入賞作品を決定してまいる。そして、12月20日閉会日の議運で入賞作品を御報告させていただく。その後、全議員に入賞作品の一覧をお配りするとともに、HPに掲載し発表することとしている。来年1月には、入賞者に対する表彰式を予定しているが、その日程や表彰式の内容については、入賞者の方の御都合などもお伺いしながら、後日調整させていただくこととしている。

以上である。

今城委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

(了承)

今城委員長

なお、審査への積極的な参加について、委員の皆さんからも各議員への呼びかけをよろしく願います。

(2) その他

今城委員長

最後に、その他で何かないか。

R6. 11. 29 議会運営委員会

(な し)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の12月13日金曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託等についてである。

なお、総務部長から提出議案の追加について発言があったが、給与条例の改正や追加の補正予算が提出されることとなった場合、その件について御協議願うため、臨時の議運を開くこととするので、御了承願う。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。